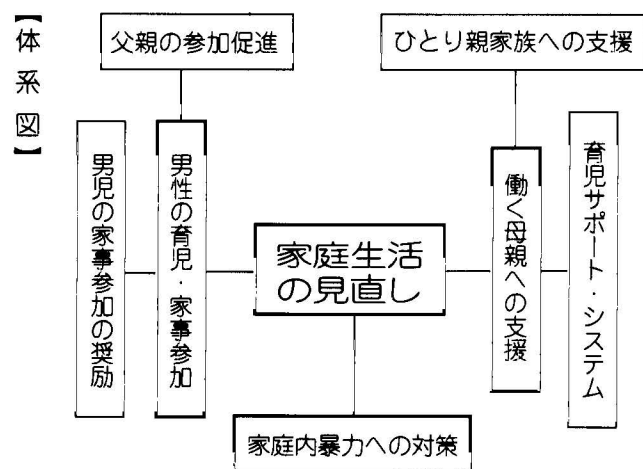


V 「家庭生活」の見直し

家庭は社会生活のなかで一番基本的な生活単位であり、親から子どもへ教育と躾けを徹底し、人格形成を促す大切な場です。また、家庭をとおして自立した価値観を養うとともに、地域社会とは人が互いに支えあって生活基盤をなしているのだという事実を認識させる重要な場でもあります。

一方近年、家庭の規模や人びとのライフスタイルの変化につれて、離婚率の増加、子どもの非行などの現象が社会問題化され、家庭における夫婦のあり方、親子のあり方が改めて見直されています。こうした観点から、男女平等と共生の意識づくりには家庭生活との関わりが大きな影響力をもっており、子どもには性差を超えた理念を教える育て方が求められています。そのため、家庭や地域における固定的な役割分担意識を排除し、幼いときから平等と共生の認識をつちかうことが必要です。また、働く女性にとって職場と家庭の両立は重要な課題であり、家事・育児・介護を主として担っているため女性の負担を軽減する必要があるとともに、今後は夫婦が共同して家庭における責任を公平に分担する意識を広めていかなければなりません。



(1) 男性の育児・家事参加

これまでわが国の多くの中高年男性には「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識が浸透しています。最近、若い世代が父親になるにつれてこの傾向は少しずつ是正されてきましたが、今後とも男女共同参画社会基本法の主旨の通り「家庭は両性による共同責任」との認識強化と、社会的な場での男女平等が実質的にすすむことが望まれます。

① 父親の育児・家事への参加促進

その第一歩として、父親が育児・家事にできる限り参加し、子どもたちにさまざまな生活体験をとおして自立した社会人に成長することの重要性を、身をもって示す必要があります。

また、子どもたちに社会での基本的な規範・ルールを教えこむ“父性”の役割が、今どの家庭にも改めて求められています。

- 結婚前や新婚期の男女が協力して家庭を築けるよう、そのための学習機会を提供しうる体制づくりをすすめます。
- 母親・父親教室や各種乳幼児健診の場を通して、夫婦共同して育児に向け取り組めるよう学習機会を提供します。
- 男性が参加しやすい時間と場所を選んで、父親を対象とした家庭教育講座等を計画し、意識改革に努めます。

② 男児の家事参加の奨励

幼児期に植えつけられた「家の手伝いは女の子の役割」という意識は一生ついて回り、家事不能の父親を再び作り出すことにつながります。

生活体験が希薄な現代の子どもたちに早い時期から手伝い体験をさせて自立した社会人を育成すること、とりわけ男児にはジェンダーの固定観念から自由な意識を育てることが必要です。

- 父親の家事参加を土台として、家の手伝いは子どもの役割であることの意識啓発を図ります。

(2) 働く母親への支援

働く母親、あるいは働きはじめたい母親が仕事と家庭の両立を図れるようにするため、保育施設の拡充などの社会的条件の整備が欠かせません。

同時に、こうした支援にはこれから市民同士が助け合い活動を組織化していく方策が、ますます必要となってきます。

① ひとり親家族への支援強化

近年の離婚の増加にともない、母子家庭や父子家庭が増えつつあります。これらの家庭には、学童保育施設の拡充など子どもたちへの配慮をはじめ、働く母親の環境整備のために相談窓口を増やすなど、きめ細かい支援施策が望まれます。

- 学童保育施設については、充実した体制を整えます。

- 関係機関と連携して労働相談を充実させ、とくに女性が相談しやすい体制をつくります。

② 働く母親を助ける市民活動への支援

自分の子どもの子育てを終えた中高年夫婦が、働く若い母親のためにその子どもを昼間預かる“育児サポート・システム”が、すでに先進的な自治体で発足しています。こうしたシステムは、働き続ける女性にとって貴重な支援になるだけでなく、今後は中高年の夫婦にとっても、地域で一定の役割を果たすことができる場となります。

このような市民同志の助け合い活動の組織化に取り組んでいくとともに、これらを行政と地域ぐるみで支援していく必要があります。

- 子育てを経験した中高年夫婦が、働く若い母親の子どもを一時的に預かる市民同志の助け合いシステムを地域のなかに組織し、行政面からその周知と支援を図ります。

- 保育ボランティアなどの人材育成に努めます。

(3) 家庭内暴力への対策

家庭内で、親に対して荒れる子どもの暴力問題が以前からクローズアップされてきましたが、近年は「夫による妻への暴力行使」(ドメスティック・バイオレンス)や、若い母親の幼児虐待などが、全国的傾向として広く顕在化しつつあります。

これらはすべて各家庭内で起こるため、有効な防止策をたてることがきわめて難しい問題ですが、近隣による問題家庭の早期発見、行政による相談事業の拡大、また、被害妻への一次避難措置などについて、市民全体の認識を高める啓発活動が必要です。

- 近隣による問題家庭の早期発見につなぐため、さまざまな家庭内暴力の存在についての周知と、防止への啓発を図ります。
- 家庭内の諸課題にあらかじめ対処するため、関係機関の相談窓口と連携し、業務の充実を図ります。
- 県内にある一次避難所（シェルター）への被害者の誘導など、援助体制の強化に努めます。

